

## いじめ重大事態の発生件数についての分析

### 1 いじめ重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条に学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 2 いじめ重大事態の判断基準

#### ○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（1号事案）

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

#### ○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（2号事案）

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

※不登校の定義（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」から）

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く）ことをいう。」

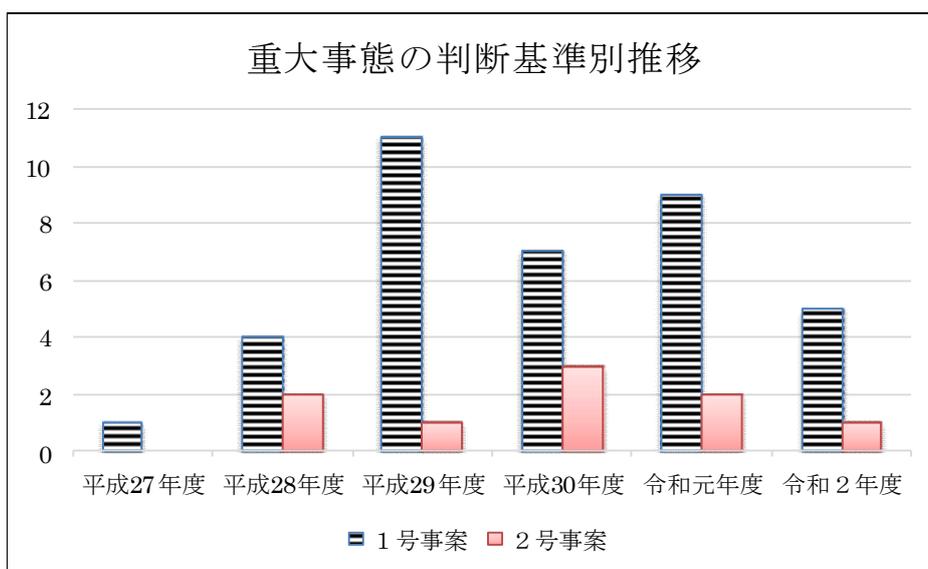
※重大事態の発生件数のなかには、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあり、重大事態として取り扱う場合もある。

### 3 重大事態の発生件数の推移について

#### (1) 重大事態の判断基準別推移

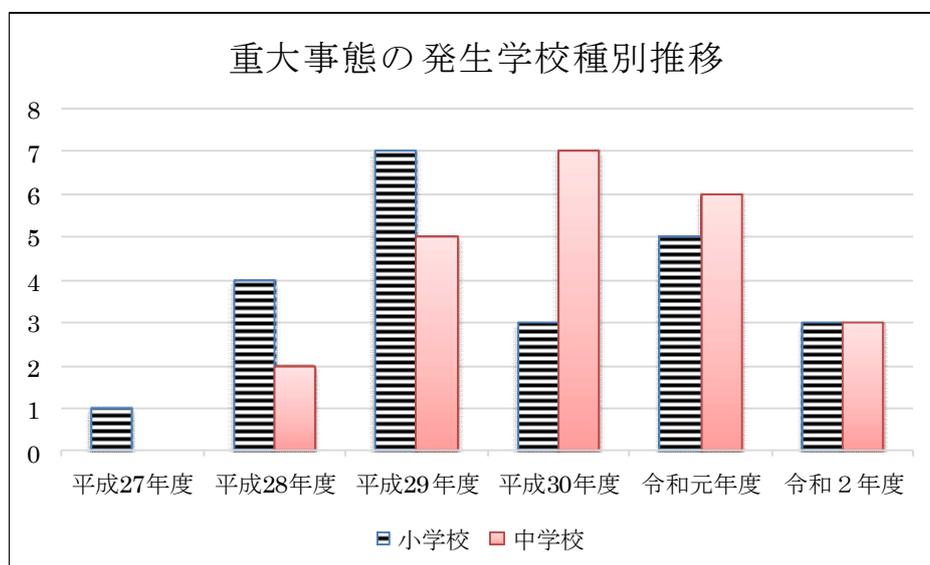
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
1号事案	1 (1)	4 (1)	11 (0)	7 (1)	9 (1)	5 (2)
2号事案	0	2	1	3	2	1
合計	1	6	12	10	11	6

1号事案のうち、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった事案数



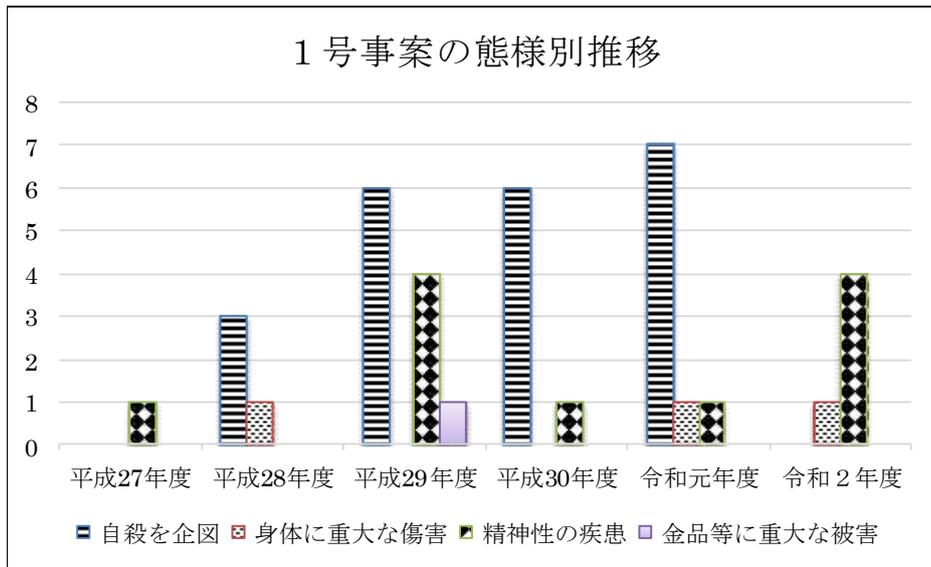
#### (2) 重大事態の発生学校種別推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
小学校	1	4	7	3	5	3
中学校	0	2	5	7	6	3
合計	1	6	12	10	11	6



(3) 重大事態1号事案の重大な事態の態様別推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童生徒が自殺を企図した場合	0	3	6	6	7	0
身体に重大な傷害を負った場合	0	1	0	0	1	1
精神性の疾患を発症した場合	1	0	4	1	1	4
金品等に重大な被害を被った場合	0	0	1	0	0	0
<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>7</b>	<b>9</b>	<b>5</b>



4 令和2年度に発生したいじめ重大事態について

(1) 重大事態の判断基準別推移から

発生件数は、減少傾向にある。しかし、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった事案が2件発生した。ともにいじめ事案が発生してから1年近く経過しており、当時の学校の対応に対して不信感が残っており、保護者から「いじめ重大事態として取り扱ってほしい」との申立てがあった。

(2) 重大事態の発生学校種別推移から

小中別の件数においても、減少傾向が見られる。過去6年分の発生件数の合計は小 中ともに23件である。

(3) 重大事態1号事案の重大な事態の態様別推移から

令和元年度は「死にたい。」との発言やノート等への記載があった「児童生徒が自殺を企図した場合」の事案が7件発生したが、令和2年度はいじめに係る行為により医師による診断名がついたり、転校を余儀なくされたりするなど、「精神性の疾患を発症した場合」の件数が増えたことが顕著な傾向として見られる。

※重大事態が発生した際には、別紙資料3-1(発生報告書)を事案認知後2週間以内に、別紙資料3-2(調査結果報告書)を事案認知後約3ヶ月以内に作成するよう市教委が学校に指示を出している。学校からの調査結果報告書を受けて、別紙資料3-3(市教委が作成する調査結果報告書)を作成している。これらの文書は全て、市長と教育委員定例会に報告し、調査内容について「箕面市いじめ等調整委員会」に諮っている。